

認知症介護研修について

1 認知症介護研修について

認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス・認知症対応型共同生活介護においては、管理者・介護支援専門員・計画作成担当者が次の研修を修了していることが必要です。

従事する職種	受講すべき研修
代表者(小規模・GH・複合型)	認知症対応型サービス事業開設者研修
管理者 (認知デイ・小規模・GH・複合型)	認知症介護実践研修(実践者研修)
	認知症対応型サービス事業管理者研修
計画作成担当者 (小規模・複合型)	認知症介護実践研修(実践者研修)
	小規模多機能型サービス事業等計画作成担当者研修
計画作成担当者(GH)	認知症対応型実践研修(実践者研修)

2 計画的な研修受講について

研修を修了した職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により、人員基準を満たさなくなる場合が生じています。各研修の定員に限りはありますが、引き続き計画的に研修受講を行うようお願いします。

事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ない理由により、研修修了者を配置できない場合は、研修未修了者に次回の研修を受講する旨を記載した受講誓約書を提出することにより、当該研修を受講するまでの間は減算に該当しない取扱いとしています。

この場合の研修未修了者については、必ず研修を受講し、当該職務に従事してください。なお、受講誓約書を提出したにもかかわらず、研修受講をされなかった場合は、配置年月日に遡って人員基準減算に該当する場合があります。

3 研修修了書の提出について

誓約書を提出し、その後研修の受講を修了した場合は、研修修了書の写しを速やかに提出していただきますようお願いします。